

認定農業者制度に関するお知らせ

平成22年4月

従来、農業経営改善計画の認定に当たっては、米の需給調整への参加が要件となっていましたが、今年度からは、需給調整参加の有無は問わないことになりました。

◆見直しの背景◆

平成22年産以降の主食用米の需給調整については、米戸別所得補償モデル事業により生産数量目標に即した米づくりに大きなメリットを付与することにより、その実効を期すこととなりました。

このため、従来の米の需給調整に関するペナルティ的措置は見直すこととし、認定農業者制度においても、農業経営改善計画の認定に当たって、米の需給調整への参加の有無は問わないこととしました。

経営改善を図ろうとする方

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

市町村へ申請

市町村が認定

認定農業者

認定基準

- ①市町村基本構想に適しているか
- ②農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか
- ③達成できる計画か

※ 上記②の判断基準の一つとして、**従来、米の需給調整に参加していることが要件となっていましたが、今後は米の需給調整への参加の有無は問われません**

Q1 水田・畑作経営所得安定対策は、米の需給調整に参加していない認定農業者でも加入できますか

A1 水田・畑作経営所得安定対策は、22年度も実施されますが、このうち米を含む収入減少影響緩和対策（いわゆる「ナラシ対策」）は、米戸別所得補償モデル事業の持つ需給調整への参加メリットとしての機能を減殺しないよう、米の需給調整に参加することを交付要件としています。

一方、麦・大豆に対する生産条件不利補正対策（いわゆる「ゲタ対策」）は、米の需給調整への参加の有無は問いません。

Q2 米の需給調整に参加しないことで、一度認定を取り消された農業者も認定を受けることができますか

A2 農業者が改めて農業経営改善計画を作成することにより、認定を受けることができます。

Q3 今後は、どのような場合に認定の取消しになるのですか

A3 前頁の認定基準に該当しない場合には、認定を取り消すことができることとされています。認定基準の②の関連では、今後は、地域で取り組むブロックローテーションに参加せず、地域ぐるみの農地利用に支障が生じているなど、農用地の効率的かつ総合的な利用上適切ではないと認められる場合には、事案によっては取消事由に該当することがあります。

今年度、新たに創設された「米戸別所得補償モデル事業」に参加する場合は、認定農業者も含め主食用米の生産数量目標に即した生産を行うことが必要です。

問い合わせ先

東海農政局 生産経営流通部 担い手育成課 TEL 052-201-7271(内線2442)
農林水産省 経営局 経営政策課 経営育成推進班 TEL 03-6744-2144(直通)